平成２３年（フ）第１８２号
鹿児島県鹿屋市笠之原町3570番地11
債務者　坂元　　正
1　決定年月日時　平成23年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第４８４号
盛岡市岩清水４番16号　コーポ石井Ｃ号
債務者　藤原　節男
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２０８号
福島県郡山市字五百渕山１番地　県営住宅01棟204号
債務者　齋藤　典枝
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第２１０号
福島県須賀川市和田字中地西１番地　市営86号
債務者　鈴木　光男
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第４５４号
山梨県南アルプス市西野114番地15
債務者　中込　哲也
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４５７号
山梨県山梨市小原西1130番地12
債務者　樋口　康子（旧姓佐野）
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３３号
長野県上田市古里831番地31
債務者　大塚　梨沙
1　決定年月日時　平成23年12月13日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第３１９号
兵庫県明石市魚住町西岡325番地の２
債務者　戎屋智都子
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第３２６号
兵庫県明石市大久保町谷八木538番地　グランプレステージ西明石309号、住民票上の住所兵庫県明石市大久保町大窪1557番地の３
債務者　浦邉　嘉市
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第３２９号
神戸市須磨区大田町３丁目４番25―204号、申立時の住所神戸市西区曙町1070　障害者支援施設自立生活訓練センター
債務者　上野　孝子
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第３４３号
神戸市西区桜が丘西町３丁目19番地の23
債務者　徳山　理恵
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第３５１号
兵庫県明石市硯町３丁目６番63号　ひとみ荘５号
債務者　ギフォード敬子
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第３５２号
兵庫県明石市藤江1028番地の２　コーポ西明石５―202号、旧住所兵庫県明石市野々上３丁目13番地の２　プレステージ西明石Ｖ403号
債務者　田中　浩一
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第３５８号
兵庫県明石市二見町西二見18番地の63　朝日プラザエルステージ明石202号
債務者　田中久美子こと　朴　久美子
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１８８号
福島県いわき市好間町上好間字岩穴18番地の１
債務者　佐藤六七八
1　決定年月日時　平成23年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第２６０号
富山市下赤江町２丁目１番８―509号　市営住宅
債務者　小野寺陽子
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
富山地方裁判所民事部